

逆指値注文および追跡指値注文に関する説明書

本説明書は、松井証券株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する逆指値注文機能および追跡指値注文機能(以下、「逆指値注文等」といいます。)をご利用いただくに際し、あらかじめご理解いただきたい事項を説明するものです。お客様におかれましては、本説明書記載の内容を十分ご理解のうえ、逆指値注文等をご利用ください。

- (1) 逆指値注文は、「価格、特別気配または連続約定気配がお客様が指定する価格(以下、「トリガー」といいます。)まで下落(上昇)すること」を条件とし、条件が満たされた場合に、成行またはあらかじめお客様が指定した指値で売り(買い)注文を発注する注文をいいます。
追跡指値注文は、「価格、特別気配または連続約定気配がトリガーまで下落(上昇)すること」を条件とし、条件が満たされた場合に、すでに発注されている指値注文を成行またはあらかじめお客様が指定した指値に訂正する注文をいいます。
- (2) 逆指値注文等を発注しており、お客様が設定した条件に合致した場合であっても、相場状況により必ずしも約定しない場合があります。また、成行を指定した場合には、相場状況によっては、事前に想定していた範囲から乖離した価格で約定が成立する場合があります。
- (3) 逆指値注文等について、お客様が設定された条件に合致した場合当社は速やかに当該注文を市場に発注しますが、正常にシステム処理が行なわれている場合であっても、条件が満たされた時点から当社が市場に発注するまでの間にタイムラグが生じる場合があります。このため、逆指値注文等が必ずしも約定しない場合や、事前に想定していた範囲から乖離した価格で約定する場合があります。
- (4) 逆指値注文等は、お客様が会員画面を通じて条件を設定し、条件に一致した場合に当社システムから市場に注文を発注します。従って、お客様のパソコン・インターネット通信回線の不具合、取引所、投資情報配信会社におけるシステム障害、および投資情報配信会社と当社受信システムとの間の回線障害を原因として逆指値注文等が正しく執行されない場合があります。
- (5) 逆指値注文等においては、当社が契約する投資情報配信会社および当該投資情報配信会社に株価の配信を行う取引所が正常に株価を配信していること、当社が投資情報配信会社から正常に株価を受信できていること、当社システムが正常に稼動して

いることが前提となります。取引所、投資情報配信会社、当社システム、およびこれらを繋ぐ情報通信回線等において不具合が発生した場合、逆指値注文等の新規受注を停止させていただくことがあります。システム障害時の対応については、当社ホームページ『システム障害時の対応』および『逆指値・追跡指値注文システム障害時の対応』をご覧ください。

- (6) 逆指値注文等は、相場の上昇、下降に応じて買付け又は売付けを行う、または注文単価の訂正を行うものであり、相場の上昇あるいは下落を加速させる可能性がある注文です。ご利用に際しては、相場操縦の疑いをもたれないようご留意ください。お客様の取引が相場操縦の疑いをもたれる可能性があると当社が判断した場合、注意喚起または取引制限等の措置をとることがあります。

以上
平成 22 年 1 月